

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会評議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会の評議員の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評議員の定数)

第2条 評議員は18名以上23名以内とする。

(選任方法)

第3条 評議員は、次の各号の個人、団体等の中から理事会の推薦を受け、評議員選任・解任委員会の承認を経て、会長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 社会福祉施設・団体
- (4) 社会福祉活動団体
- (5) 更生援護に関係のある団体
- (6) 学識経験者
- (7) その他地域福祉推進に必要な団体

2 評議員に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行し、平成26年10月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。